

## 救急医療機器購入費補助に係る実施要領

### 1. 本要領の目的

自動車事故による救急医療体制を整備するため、他の医療機関では対応困難な救急患者を積極的に受け入れることを理念として活動されている救命救急センターに対して、一般社団法人日本損害保険協会（以下、「協会」という。）は救急医療機器購入にかかる費用を補助している。

協会が救命救急センターに対して補助するにあたり、日本外傷学会（以下、「学会」という。）において募集・選定し、学会が選定した病院（以下、「選定病院」という。）は救急医療機器購入費用の補助に係る手続を行うこととしている。本要領は、その方法を定めるものである。

### 2. 補助の対象

#### （1）対象となる病院

次の①～⑥の要件を全て満たす病院を対象とする。

- ①救命救急センターを設置していること。
- ②日本外傷データベースへの登録があること。
- ③当該救急医療機器の購入にあたり、本補助以外からの補助を受けていないこと。
- ④過去3年以内に本補助を受けていないこと。
- ⑤2019年12月末までに当該救急医療機器の納品を完了できること。
- ⑥自賠責保険診療報酬基準案を採用していること、または、自動車事故に係る自由診療単価が同水準以下であること。

#### （2）対象となる救急医療機器

主に自動車事故の被害者のために利用する救急医療機器を対象とする。救急医療機器の例は以下のとおりだが、その他救急医療において救命率向上に有用な機器も対象としている。

##### <救急医療機器の例>

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ①超音波診断装置          | ⑨患者監視装置       |
| ②生化学自動分析装置        | ⑩内視鏡システム      |
| ③血球計数装置           | ⑪血液ガス／電解質分析装置 |
| ④X線撮影装置           | ⑫連続撮影装置       |
| ⑤X線TV装置           | ⑬X線断層撮影装置     |
| ⑥コンピュータX線断層診断システム | ⑭人工呼吸器        |
| ⑦CRシステム           | ⑮麻酔器          |
| ⑧磁気共鳴断層撮影装置       | ⑯ドクターカー       |

#### （3）助成額

- ①助成額の上限：購入希望の救急医療機器価格総額の2/3相当額
- ②1病院あたりの助成額：原則2,000万円限度
- ③助成先病院数：10～15病院
- ④助成総額の上限：1億2,000万円

### 3. 応募方法

#### (1) 応募方法

以下の提出書類を学会事務局に郵送で提出する。なお、提出書類のうち「①救急医療機器購入補助申請書（様式 1-1、様式 1-2）」は、学会ホームページよりダウンロードし、郵送のほか別途 E-Mail で学会事務局（[jast@shunkosha.com](mailto:jast@shunkosha.com)）に送付する。

#### <提出書類>

①救急医療機器購入補助申請書（様式 1-1、様式 1-2）

②購入希望の救急医療機器のパンフレット

③当該救急医療機器の見積書（写）

（注 1）複数機器の申請も可とする。

（注 2）原則として 3 社以上の業者から見積書を取り付けること。

（注 3）業者が限定される場合は、その理由書を添付すること。

#### <送付先>

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル（株）春恒社 学会事業部内  
一般社団法人 日本外傷学会 損保助成事業対象施設選考委員会  
E-Mail [jast@shunkosha.com](mailto:jast@shunkosha.com)

#### (2) 募集期間

2019 年 7 月 8 日（月）まで（最終日の消印まで）

### 4. 救急医療機器購入費用の補助の流れ

学会（損保助成金事業対象施設選考委員会）は、補助するべき病院を選定し、2019 年 8 月末日までに申請者に通知する。

選定病院は、2019 年 12 月末までに補助金交付請求手続を行う。

協会は、同手続にて選定病院を審査し、結果等の通知および補助を実施する。

### 5. 救急医療機器購入費用の補助に係る手続

協会は、以下により審査を行い、救急医療機器購入費を補助する。

#### (1) 学会の選定（事前確認）

学会は、選定病院の決定にあたり、協会に助成額等の適否を確認する。協会は、学会からの確認に対し、すみやかに回答（内諾）する。学会は、協会の回答を受け、2019 年 8 月末日までに選定病院に選定した旨通知し、協会による審査の案内を行う。

なお、学会は、協会に選定病院の決定の確認を行う際、同病院の提出書類（3.（1）<提出書類>）を協会に提出する。また、選定病院の決定後、学会は、選定病院に通知した内容を協会に連絡する。

## (2) 協会の審査（選定病院からの補助金交付請求手続）

選定病院は、協会から補助金の交付を受けるため、「救急医療機器購入補助金交付請求書」（様式2）に必要事項を記入し、以下の確認書類とともに、2019年12月末までに協会に提出する。

協会は、交付請求書および確認書類を審査し、選定病院に結果等を通知し、補助金を交付する。  
なお、協会が、期限までに書類が提出されない等、対象となる病院の要件を満たしていないと判断した場合、協会は補助金を交付しない。

### <確認書類>

- ①売買契約書（写）
- ②納品書（写）
- ③機器検収書（写）
- ④請求書（業者から選定病院宛のもの）（写）
- ⑤機器配備状況写真
- ⑦その他必要と認められる書類

（注）協会は、補助金を経理上「寄附金」として処理する。このため、選定病院は、本補助金を「寄附金」として取扱う。これに伴い、別途、寄附金申込書等の提出が必要となる場合は、必要書類（寄附金申込書等）を協会宛て送付する（必要事項を記入のうえ返送します）。

- ⑧再見積書（写）（請求額が決定額と異なる場合）

## 6. 審査後の報告等

選定病院は、協会から補助金を領収後、以下の報告を行うものとする。

- (1) 「救急医療機器購入補助金領収書」（様式3）の提出【2020年2月末まで】
- (2) 「事業報告書（救急医療機器購入補助）」（様式4）の提出【2020年6月末まで】

※様式2～4は、学会および協会から、選定病院に連絡する。

以 上

＜参考＞医療機器購入のスケジュール（2019年度）

